

## 予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：下水道事業費

### 事業名 流域別下水道整備総合計画策定調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部下水道課公共下水道係 電話番号：058-272-1111(内4765)

E-mail：c11663@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 117,990 千円 (前年度予算額：0 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	117,990	58,849	0	0	0	0	0	0	59,141
決定額									

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

下水道事業として、公共用水域の水質環境基準の達成維持のため、木曾川・長良川、揖斐川、庄内川流域における下水道整備の総合的な基本計画を策定する。現在、当該3流域別下水道整備総合計画の計画期間は令和7年度までであることから、令和7年度までに市町村の次期計画を策定するためにはその上位計画である県計画を令和5年度に策定する必要がある。

### (2) 事業内容

当該流域における下水道整備の基本計画を策定することにより、下水道事業として河川及び伊勢湾の水質環境保全に寄与する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

国庫補助率 1 / 2

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費		
旅費	144	国打合せ、委員費用弁償
需用費	14	コピー代等
役務費		
委託料	117,699	調査委託費
工事請負費	0	
補助金	0	
その他	133	委員報償費、会場使用料
合計	117,990	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

下水道計画の上位計画である流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という。）は、公共用水域の水質環境基準の類型指定がなされている水域において、水質環境基準の達成維持のため、下水道法第2条の2に基づき、それぞれの公共用水域の下水道整備における総合的な基本計画として策定するものである。

### (2) 国・他県の状況

他県で策定中

### (3) 後年度の財政負担

無

### (4) 事業主体及びその妥当性

岐阜県：公共用水域の水質の汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるものである場合、県が策定する。（下水道法第2条の2）

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和5年度までに、流総計画を策定し、公共用水域の水質環境基準の達成維持につなげる。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

### ○指標を設定することができない場合の理由

本事業は計画策定事業であり、指標設定に適さない。

### （これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和3年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和4年度	<p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</li> </ul>	
(評価) 3	公共用水域の水質環境基準の類型指定がなされている水域において、水質環境基準の達成維持のため、下水道法第2条の2に基づき、それぞれの公共用水域の下水道整備における総合的な基本計画として流総計画を策定する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) 2	流総計画は、水質環境基準の達成維持のために、県が必ず定めなければならない、下水道整備のマスタープランとして位置づけられており、当該計画に基づき個々の下水道計画を作成する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</li> </ul>	
(評価) 1	3流総計画同時に見直しを進めることにより、効率的に各流域間での考え方を統一することが可能。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 国土交通省を主とした関係機関との協議に時間を要することが見込まれるため、適宜スケジュールの進捗管理が必要となる。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	